

2025 年度 保険金等のお支払い状況

2025 の保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

1. 2025 年度 保険金等のお支払状況について

保険金等のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺による取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	1	0	0	0	1	0	196	82	0	43	321	322
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0	303	81	0	30	414	414
免責事由に該当	12	0	0	0	12	0	16	7	0	0	23	35
支払事由に非該当	0	0	21	4	25	0	405	3,763	0	1,122	5,290	5,315
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	13	0	21	4	38	0	920	3,933	0	1,195	6,048	6,086
お支払件数合計	724	0	116	169	1,009	9	216,331	145,876	0	66,790	429,006	430,015

注1) 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

※高度障害状態による保険料払込免除については、保険金：高度障害保険金の支払件数に計上しております。

※がん等の特定疾病を対象とした保険料払込免除については、給付金：その他の支払件数に計上しております。

注2) 上表におけるお支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

事由	概要
詐欺による取消し	ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反による解除	ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。

2. 保険金等のお支払契約ならびにお支払非該当契約の具体的事例について（2025 度）

【お支払・お支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払	疾病入院給付金 手術給付金 短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金 継続入院・在宅療養収入サポート給付金	責任開始期以降に「乳癌」により入院、手術、その後当社所定の在宅療養をされたお客さまです。入院・在宅療養状態が 30 日以上であり、疾病入院給付金、手術給付金、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金、継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお支払いいたしました。
支払	疾病入院給付金 入院一時給付金 心疾患一時給付金	責任開始期以降に「うっ血性心不全」により入院されたお客さまです。心疾患の治療を目的とした入院をされており、疾病入院給付金、入院一時給付金、心疾患一時給付金をお支払いいたしました。

事由	種類	事案概要
保険料 払込免除	3大疾病保険料払込免除 特約による 保険料払込免除	責任開始期以降に「直腸癌」と診断されたお客さまです。被保険者が保険料払込期間中に「直腸癌」と診断されたため、以後の保険料の払い込みが免除となりました。
支払事由に 非該当	損傷通院治療給付金	不慮の事故による「肩関節捻挫」で通院をされたお客さまです。「損傷通院治療給付金」は、捻挫または打撲の治療を目的とする通院の場合、10日分をお支払いの限度として定めております。本件は、既に10日分をお支払い済みであったため、これを超える通院についてはお支払いできませんでした。
告知義務違反 による解除	疾病入院給付金 入院一時給付金 手術給付金	「肝細胞癌」により入院・手術をされたお客さまです。医療終身保険(20)に加入されており、告知日前3か月以内に医師の診察を受け、精密検査を推奨されていた事実が判明しました。ご契約時に正しく告知をいただいていたため、約款に基づき告知義務違反による解除となり、給付金をお支払いできませんでした。

3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【2025度「相談窓口」ご利用状況】

	合計		
	保険金	給付金	
利用件数	0件	0件	0件

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上